

## 建設工事及び測量・建設コンサルタント業務における設計金額算定（税抜） の変更について（お知らせ）

令和4年5月17日  
技 術 監 理 課

下松市及び下松市上下水道局が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務における設計金額算定（税抜）の変更について、端数処理の見直しをいたしますのでお知らせします。

令和4年7月1日以降に指名通知または入札公告するものから適用します。なお、上記の適用日より前に指名通知または入札公告を行った工事については従前の例によるものとします。

### 主な改正内容

#### 1 対象となる工事等

下松市及び下松市上下水道局が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務における公共工事等を対象とします。

#### 2 端数処理の変更について

設計金額算定額（予定価格）を千円単位までとします。

以上